



福岡医発第 2348 号 (地)
令和 2 年 12 月 9 日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金について (情報提供)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記補助金については、令和 2 年 10 月 30 日付け福岡医発第 2101 号 (地) にて、未申請の医療機関において、本会作成の対象経費の考え方に関する資料を参考に申請していただき、今後の感染拡大防止対策等にご活用いただくよう、貴会宛て周知依頼いたしました。

今般、日本医師会より厚生労働省に対し、補助対象となる経費の明確化について申し入れを行った結果、同省が事務連絡やパンフレットで公表している例示に加え、別添「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について (情報提供)」に掲げるような、日常診療業務にもともとのかかっている費用も含め幅広く対象となり得ることが明確になった旨、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(税経 21)(地 415)

令和 2 年 11 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本吉郎

(公印省略)

「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
について（情報提供）」について

厚生労働省の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助の対象となる経費につきまして、今般、本会から厚生労働省へ、その明確化を図るよう申し入れを行いました。

その結果、同省が事務連絡やパンフレットで公表している例示に加え、別添「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について（情報提供）」に掲げるような、日常診療業務にもともとのかかっている費用も含め幅広く対象となり得ることが明確になりましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、本件についてご了解いただくとともに、管下の郡市区医師会ならびに会員各位への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

さらに、本件については、都道府県の審査において対象経費を狭く限定する等の異なる運用がすでに行われていることも想定されます。本会から厚生労働省に対して申し入れを行っているところですが、貴職におかれましても都道府県に働きかけていただく等のご対応をお願い申し上げます。

厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」
について(情報提供)

令和 2 年 11 月 27 日
公益社団法人 日本医師会

厚生労働省の令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、今般、本会から同省への申し入れにより、次葉に例示する経費も対象となりうることが明確になりましたので、ご案内申し上げます。

～感染防止対策に取り組む保険医療機関の皆様へ～

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」は、あらゆる保険医療機関にとって利用しやすい補助金です。

ぜひ、お早めに申請をご検討ください。

- 補助の対象となる費用は、感染対策に要する費用だけではなく、日常診療業務にかかる費用も幅広く対象になりえます。
- 補助上限額を満額受け取っていただけるよう、対象となる可能性のある費用は幅広く漏れのないよう申請してください。
- 補助上限額：無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、
病院 200 万円 + 5 万円 × 病床数、他

※救急・周産期・小児医療機関に対する支援金と重複して補助は受けられません。救急・周産期・小児医療機関に対する支援金においても対象経費の取り扱いと同様です。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科 目	具 体 例
需用費	・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 換気のための軽微な改修（修繕費） ・ 水道光熱費、燃料費
役務費	・ 電話料、インターネット接続等の通信費 ・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・ 休業補償保険の保険料 ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの ・ 日常診療に要する検査外注費 ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 ・ 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬
使用料及び賃借料	・ 既存の診療スペースに係る家賃 ・ 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料
（注意）対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。	

補助対象とならない経費の例

- ・ 従前から勤務している者の人件費
- ・ 通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 開業医等の所得補償保険の保険料
- ・ 工事費（修繕費とならないもの）
- ・ 支払利息
- ・ 減価償却費

※以上の取り扱いについては厚生労働省医政局に確認を得ております。

感染防止対策に取り組む保険医療機関の皆様へ

厚生労働省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下、本補助金）の補助の対象となる経費につきまして、今般、日本医師会から厚生労働省へ、その明確化を図るよう申し入れを行いました。

その結果、同省が事務連絡やパンフレットで公表している例示に加え、前掲の経費の例のような、日常診療業務にもともとかかっている費用も含め幅広く対象となり得ることが明確になりました。

これにより、感染防止対策の取り組みを行っているほとんどの保険医療機関は、上限額（上限額は、無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、病院 200 万円+5 万円×病床数、など）の補助を受けることができるものと考えられます。

そのためにも、対象となる可能性のある費用について幅広い科目で漏れのないよう申請をお願いします。

なお、受け取った補助金は税務上の収入となり、補助の対象となった経費は税務上の経費となります。補助金の手続き上、領収証等を提出することが求められますが、コピーを提出し、原本は必ず保存してください。

医療機関においては、ぜひとも積極的に、できるだけ早期に、本補助金を活用し、診療体制の維持に全力を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

ただし、救急・周産期・小児医療機関に対する支援金¹と重複して補助は受けられません。救急・周産期・小児医療機関に対する支援金においても対象経費の取り扱いとは本補助金と同様です。

¹ 救急・周産期・小児医療機関に対する支援金

・令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
・令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業